

広島県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和四年三月二十八日までの間、縦覧に供する。

令和四年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三原竹原線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
竹原市小梨町字小吹山一〇九二番一地从先から 竹原市小梨町字小吹山一〇九一番四地先まで		新	一九・四〇 三二・八〇	三四・二〇	幅員減少 不用物件延 長三四・二 〇メートル
		旧	二五・六〇 三七・二〇	三四・二〇	